令和７年度（２０２５年度）登録

和歌山市教育委員会会計年度任用職員
生徒指導補助員（学校教育課）
登　録　者　募　集　要　項

和歌山市教育委員会学校教育課

和歌山市の会計年度任用職員（生徒指導補助員）は登録制になります。
本制度は、令和７年度中に会計年度任用職員（生徒指導補助員）の任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中から適性等に基づきを選考し、任用される制度となります。
そのため、**ご登録いただいても、必要人員の状況等により必ず任用されるとは限りませんのでご注意ください。**

受　付　期　間　　**持参：令和７年２月２８日（金）まで**
（持参提出のみ受付）

１　職務内容

職種	主な職務内容
生徒指導補助員	生徒（生活）指導担当者の指導業務の補助　等

※採用の場合のみ登録者に連絡を行います。

２　応募資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす方
（１）服務規律を遵守し、業務内容に関わらず責任感をもって真摯に業務に取り組むことができる方
（２）次のいずれかに該当する方
ア 日本国籍を有する方
イ 日本国籍を有しない方で日本国内における活動に制限のない在留資格を取得している方（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者）又は令和７年３月３１日までに取得見込みの方
（３）次のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
ウ 和歌山市職員（会計年度任用職員を含む。）として懲戒免職の処分を受け又は和歌山市非常勤職員として懲戒解雇され、当該処分の日又は解雇の日から２年を経過しない方

３　勤務条件

項　　目	内　　容
任用期間	任用期間は、採用日にかかわらず、任用年度内の一定の期間になります。 ※　ご登録いただいても必ず任用されるとは限りません。 ※　年度途中に任用される場合があります。 ※　採用は全て条件付きで、原則として任用から１か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります（地方公務員法第２２条の２第７項）。 ※令和８年度以降の任用についても、毎年度登録手続きが必要です。
勤務場所	和歌山市立小・中・義務教育学校
勤務日数 勤務時間	【勤務日数】年２０２日勤務（土日・祝日除く） 【勤務時間】原則１日７時間（休憩４５分） （例）　８：３０～１６：１５、９：００～１６：４５ ※　勤務シフト等により、始業・終業時刻が変更される場合があります。 ※　授業日の勤務を原則としますが、時間外（休日）勤務を命じられる場合があります。
給料等	○報酬（地域手当相当額を含む）（令和７年１月１日現在） 日額　９，０９９円　～　９，６９６円 締切日：月末、支払日：翌月１６日 ※　報酬は職務経験（和歌山市会計年度任用職員及び非常勤職員として勤務した経験（同職種に限る。））に応じて決定します。 ※　上記の報酬日額については、今後、条例改正に伴い変更となる可能性があります。 ○期末及び勤勉手当 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、年２回（６月及び１２月）対象者へ支給されます。 支給額　＝　基準日以前６月の１月当たりの平均報酬額×支給月数×期間割合 **支給対象：任期の定めが6月以上（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満は対象外）** **支給月数：4.6月　（6月期：2.3月、12月期：2.3月）　※期末、勤勉手当の合計月数** ○年額例（令和７年１月１日現在） （前年度に市の職員として勤務しておらず、新規で月17日で採用された場合） 報酬：9,099円×月17日×12か月＝1,856,196円 期末勤勉（6月期）　：平均報酬額約154,683円×2.3月×0.3＝106,731円 ※期間割合は在職期間によります。次年度以降も引き続き任用される場合は基本的に1.0となります。 期末勤勉（12月期）：平均報酬額約154,683円×2.3月×1.0＝355,770円 合計：1,856,196円＋106,731円＋355,770円＝2,318,697 ○費用弁償（通勤手当相当分） 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、支給されます。（上限あり。１月あたり５５，０００円）

休暇制度	○年次有給休暇：勤務年数、任用期間、勤務日数に応じ付与します。 ○特別休暇：夏季休暇（有給）、看護休暇（有給）等 ※任用期間、勤務日数によっては取得できない休暇もあります。
社会保険	法令に基づき、任用期間、勤務日数等に応じて公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入します。 また、勤務場所により労働者災害補償保険等が適用されます。
身分・服務	地方公務員法の規定が適用されます。

４　登録の方法等

（１） 登録手続きに係る選考について

任用にあたり、以下の選考方法をもって、登録手続きを行います。

選考方法	選考内容
作文	テーマ「学校現場で働く上で、大切にしたいこと」 文字数は４００字以内とし、別添の原稿用紙を使用すること。
面接	集団又は個人の形式による、主として人物、適性等についての面接

（２） 登録手続きの流れ

① 電話予約

登録受付期間中に、提出書類を持参する予定の事前に、学校教育課（０７３－４３５－１１９６（直通））まで連絡してください。（受付時間は、平日午前８時半から午後５時１５分までです。）

⇩

② 提出書類の持参・提出・面接

『会計年度任用職員（生徒指導補助員）登録申込書（登録票）』及び『作文』を学校教育課まで持参し、面接を行います。

（郵送での提出は受け付けていません。）

⇩

作文の提出及び面接をもって、登録手続きの完了となります。

５　任用について

令和７年度中に生徒指導補助員の任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中からその業務の遂行に必要な能力、適性、経験、技能の程度などをもとに選考を行い、任用候補者とします。選考の結果、任用が決定した方には、後日連絡を行います。採用辞退の場合、登録期間内は登録が継続されますが、基本的に他の登録者が優先的に選考されることになります。

また、令和８年度以降の任用についても、毎年度登録手続きが必要となります。

６　注意事項

（１）お申込みいただくだけでは登録されません。「４　登録の方法等」の手続きを完了することで登録されます。登録が完了したことについて、通知等の送付はありません。

（２）この登録は、採用が決まっているものではありません。採用された方にのみ連絡があります。

（３）この登録は他への就職などを拘束するものではありません。

（４）登録期間は、登録票の「希望する登録期間」に記載いただいた年度内の期間となります。最長４月１日から翌年３月３１日までとなります。

（５）登録期間中に登録内容に変更が生じた場合又は他に就職するなど登録を取り消す場合は、学校教育課（０７３－４３５－１１９６（直通））までご連絡ください。

（６）応募資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合などは、上記にかかわらず登録が抹消されます。

７　登録申込手続

申込書類	① **会計年度任用職員（生徒指導補助員）登録申込書（登録票）** この募集要項をよく読んだ上で、記入例を参考にして申込書に必要な事項を正しく記入してください。 ② 作文 「学校現場で働く上で、大切にしたいこと」をテーマに作成してください。 （文字数は４００字以内とし、別添の原稿用紙を使用すること。）
申込方法	●申込は持参のみ受け付けます。 ※郵送での提出は受け付けていません。 ●申込書等を持参する前に、学校教育課（０７３－４３５－１１９６（直通））まで電話予約をしてください。 （受付時間は、平日午前８時半から午後５時１５分までです。） ●申込書類は、学校教育課（本庁舎１１階）へ持参してください。

※　申込書類は受付後返却しません。

※　申込書に記載された個人情報は、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 和歌山市に関する他の試験を受験予定の方も登録会への申込みが可能です。

提出書類に不備があると受付することができません。提出前にもう一度確認してください。

（１）太線枠内の欄にもれなく記入していますか。

ア　希望する登録期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間で登録を希望する期間を記入していますか。

イ　個人情報提供の同意について署名していますか。
（日付は、提出書類を記入した日で構いません。）

ウ　連絡先の電話番号を記入していますか。

エ　現住所及び緊急連絡先は、寮・下宿・アパート等の場合は何々様方まで記入していますか。

オ　緊急時連絡先は、緊急時に確実に連絡の取れる方の住所、氏名、続柄、電話番号（携帯電話可）を記入していますか。

カ　職歴が５つ以上ある場合は、主なものを５つ記入してください。

キ　資格・免許は、業務上有用と思われるものを記入してください。

（２）登録票の写真欄に写真を貼っていますか。

（３）提出期限及び提出先を再確認してください。

８　登録に関するお問い合わせ

（土曜日、日曜日及び休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

（１）募集職種の職務内容、勤務条件、必要な資格について

学校教育課（和歌山市役所本庁舎１１階）

（電話番号）０７３－４３５－１１９６（直通）

（２）会計年度任用職員制度に関することについて

教育政策課（本庁舎１１階）

（電話番号）０７３－４３５－１１３５（直通）